

## 確認事項(2)

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は、1から3のとおりです。

令和7年1月14日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上 仲 孝 昌

調達件名	太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気
入札方式	一般競争入札（事前審査型）
公告日又は指名通知日	令和6年12月12日
入札日時	令和7年1月23日 午前10時
開札日時	入札終了後

### 1 公告変更

0件

### 2 設計図書に対する質問・回答書（別紙）

1件

### 3 修正事項等

0件

太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気に関する質問・回答（1）

令和7年1月14日

	質 問 内 容	回 答
1	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよいですか。	入札結果のうち金額については、入札書記載の予定総額のみを公表（閲覧）します。
2	委任状を提出し、郵送にて入札参加する場合、下記の認識で相違ないですか。 (1) 入札書には代表者は記名のみとし、押印は代理人（受任者）のみとする。 (2) 別記様式第2－2号入札付属書には、押印は不要。 (3) 入札書、入札付属書の左上をホチキス止めし、入札参加する代理人の印にて割印を行う。	お見込みのとおりです。ただし、(1)については代理人（受任者）が契約締結の権限を有する者である場合とします。
3	仮に弊社が落札した場合、契約書（案）の内容について、落札後に協議することは可能ですか。	入札説明書に記載のとおり、「燃料費等調整額その他必要な料金については、発注者が必要であると判断した場合、落札者と協議の上、別途定める。」としており、契約書の内容について協議することは可能です。
4	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約書（案）第2条第2項のとおり「受注者の発電費用等の変動により基本料金及び電力量料金の単価の改定を必要とするときは、 <u>発注者・受注者が協議の上</u> 、これを改定できるものとする。」こととしています。
5	弊社が落札した場合、弊社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。	燃料費等調整額については、契約書（案）第9条第1項のとおり、「太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気に係る入札公告（令和6年12月12日）に基づく一般競争入札において受注者が適用した

	質 問 内 容	回 答
		<p>算定諸元に基づく燃料費等調整単価に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、その算定方法等については、あらかじめ発注者と受注者の間で協議の上、定める」こととしています。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、同条第3項のとおり「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金は、当浄化センターを管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件(電気契約要綱、標準料金表)による。」こととしています。</p>
6	<p>仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合に、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。</p> <p>成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則(違約金の支払い等)はありますか。</p>	<p>ご質問の場合は、入札参加資格に適合するとされた者による応札であるため、入札自体は有効です。(入札公告2(3)、入札説明書2(3))</p>
7	<p>入札金額の積算に伴う端数処理について、以下としてよろしいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金、電力量料金および燃料費等調整額の各小計においては、小数点以下第2位下までの保持(小数点以下第3位を四捨五入)する。</li> <li>・再エネ賦課金の小計においては、円未満の端数は切捨てする。</li> <li>・月間合計金額は、各月毎に基本料金・電力量料金・燃料費等調整額・再エネ賦課金の合計金額を端数処理(単位1円とし、その端数切捨て)する。</li> </ul> <p>上記の端数処理が認められる場合、入札付属書の計算式を修正して問題</p>	<p>端数処理については、入札説明書7(8)のとおり「基本料金単価、電力量料金単価、燃料費等調整単価及びその他必要な料金単価には、1円未満の端数(小数点以下第2位まで)を含むことができる。ただし、各月の基本料金及び電力量料金等(電力量料金、燃料費等調整額、再エネ賦課金及びその他必要な料金の合計)の合計額である「月額合計」欄に1円未満の端数があるときは、その全てを切り捨てるものとする。」ことと</p>

	質 問 内 容	回 答
	<p>ありませんか。認められない場合、入札については入札付属書のとおり端数処理（小数点以下第3位切捨て）を行います。仮に弊社が落札した際は、上記端数処理にて料金を積算しますがご了承いただけますか。</p>	<p>していますので、ご質問のとおりでも構いません。</p>
8	<p>各月の入札金額にあたっては、予備電力（予備線）の料金も含め積算するようになりますが、当社は算出率を用いて予備電力の料金を算出するため、予備電力については小数点第3位まで生じることがございます。小数点第3位までの単価を用いて積算し、仮に弊社が落札した場合は、小数点以下第3位までの単価での契約となりますことをご了承いただけますか。</p>	<p>上記の回答と同様に、「1円未満の端数（<u>小数点以下第2位まで</u>）を含むことができる。」こととしています。</p>
9	<p>予定使用電力量が昼間時間（夏季、その他季）、ピーク時間、夜間時間と区分されていますが、「夏季」「その他季」のみの単価を用いた料金メニューで応札することは可能という認識でよろしいですか。</p>	<p>ご認識のとおりで構いません。</p>